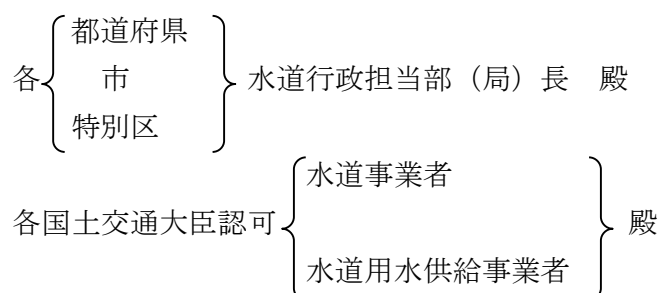


事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 1 4 日



国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

PFOS 及び PFOA の水質検査の実施の徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

環境省においては、令和 7 年 2 月 6 日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会を開催し、水道水における PFOS 及び PFOA の取扱いの改定方針案を議論し、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直すこと、基準値を現在の暫定目標値と同様の合算値として 50ng/L とすることが、同委員会です承されました。環境省では、今後、基準化に向けて作業を進め、令和 8 年 4 月 1 日に施行する予定です。

このような状況を踏まえ、安全な水の安定供給のため、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）において、水道水中の PFOS 及び PFOA の検査を実施することにより、その濃度をあらかじめ把握した上で、その結果に応じ必要な対応を行い、円滑な施行に向けて万全を期することが重要です。

つきましては、これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者等におかれましては、水道水に係る水質検査を確実に実施し、濃度の把握を行うとともに、50ng/L を超過していることが確認された場合は、「水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について（令和 6 年 11 月 29 日）」を参考にして、適切な対応を図っていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者等に対し、上記内容について周知いただきますようお願いいたします。

【参考】

○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水道水質・衛生管理小委員会（第 1 回）

https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/page_00086.html

○水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について（令和 6 年 11 月 29 日）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001845696.pdf>

○水道事業者等への周知に関する問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当：山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○水質検査に関する問い合わせ先

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当：渡辺、武田

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp